

少年義勇團に關する一切の事務を統理し、監事は直接團員の訓育指導の任に當り、理事は團長の命を受けて團務を掌理し、評議員は本會重要な事件を議定すべく、醫員は直接團員の衛生を掌り、顧問は本團事業の伸縮其他重大なる事件に就いて團長の諮詢に應ずることとなつてゐる。

次に團員の資格及び入退團に關しては次の如き規定が設けられてゐる。

- 一 團員たるべき者は年齢十二歳以上二十歳未満の男兒にして特に本團の趣旨を賛する者に限る。
- 二 入團期は毎年四月退團期は毎年三月とす。但し中途入團希望者に對しては團長は特に之を許可することあるべし。
- 三 入團せんとする者は入團願書を團長に提出すべし。

四 入團を許可せられたる者は誓約證書を團長に提出すべし。

五 團員にして退團せんとする者は、其の事情を具して團長に出願すべし。

六 團長は團員中團の趣旨に背き不都合の行爲ありと認むる者に對しては監事會の意見を聞き退團を命ずることあるべし。

同少年義勇團の編成は團員の數に依つて一個若くは數個の中队に區分することとし、一個中队は三個小隊から、一個小隊は三個分隊から成る、分隊は英國少年義勇團に於ける如く義勇團の單位であつて團員十名を以て一個分隊としてある。各分隊小隊は第一第二の順番を以て呼稱する。そして中隊長は監事を以て是に充て、小隊長分隊長は上級團員の内成績優秀なる者を取つて任命

することゝなつてゐる。

團員の階級は三級(赤)二級(青)一級(白)の三級に分ち、尙ほ分隊長は紫色、小隊長は緑色の徽章を附する規定になつてゐる。その進級方法は初年團員を一級とし、教育年數、勤怠、操行等を斟酌して一年一回以上之を進級せしむることゝなつてゐる。尙少年團として行動する場合の服装は左の如く規定されてゐる。

- 一 所定の徽章を附したる學生帽を用ふること。
 - 二 所定の杖を携帯すること。
 - 三 雜囊を左肩より右脇に懸く。
 - 四 洋服に靴及脚絆又は筒袖和服に袴を用ふること。
 - 五 階級を表示すべき所定の徽章を左胸乳部に附すること。
- 而して訓練教科は通常毎月一回又は數回之を實施することゝ

し、實施事項日時及場所等は豫め理事より團員の保護者に通告をすることゝなつてゐる。又經費は職員は全部無報酬であつて、少年義勇團の經費として篤志家の寄附金品と、縣市等の獎勵金を以て充てることゝし、團員よりは一切寄附金を徴收しないことになつてゐる。現に同市越澤太助氏は同少年義勇團に維持基金五百圓を寄附し、又夏秋顧問よりも金圓の寄附があり、奥村團長は其の管内規則を制定して同時に右基金より生ずる利子は團員の教育費に充てることゝした。

要するに金澤少年義勇團は前にも述べた如くその組織の完全した點に於て同時に多數の後援者を有する點に於て我國に於ける少年團體中、最も牢固たる根柢を有し、又最も將來に希望を屬すべきものである。

九 救世義勇團

各種の社會的救濟事業に従事し、日に月に甚大なる効果を收めつゝある救世軍は、更に一般の青年就中救世軍に關係ある者の間に基督の王國を擴張する目的を以て救世義勇團なるものを組織した。即ち青年を訓練して服従自重克己紀律尊敬及び凡て剛健なる基督教の品性を築き上げるに助けとなるべき善良なる習慣を養はしめ、之に由つて其肉體、智能、靈魂並に他人の四者を救はんことを其目的として組織されたものである。

其組織訓練法等は英國の救世義勇團(Life Saving Scouts)に萬事範を採つたもので軍隊的訓練を別にして心靈的教養を主とした以外はボーイスカウトの組織訓練と殆ど異なる所はない。

團兒は何等かの宗教團體に屬する十一歳より二十歳までの少年であつて兩親、或は保護者が救世義勇團々員たることに同意し、左の

(誓約)

余は余の最善を盡して左の事項を誓約す。

一 神を畏れ之に事ふる事。

二 弱き者、苦める者に力と同情とを與ふる事。

三 國家に忠義なるべき事。

四 救世義勇團の宣言に忠實を盡すべき事。

(宣言)

余は左の事項を宣言す。

一 アルコホル性の飲料、煙草、賭事及び其他肉體の健康を害する如き一切の悪しき行爲、習慣を禁ずる事。

二 見聞談話、讀書に際し常に己が思想を紊さざらん事を勉

三 絶えず神に喜ばれ居るとの自覺を有し、且つ如何にして此團體の中に又此團體によつて神の王國の擴張を圖るべきかを學ぶ様勉むべき事。

四 救世義勇團各員の心得置くべき各種の技術及び方法に關し平生十分なる實力を養ふべき事。
弱者老人又は頼りなき者に助けを與へ、又力の限りをつくして他人を助くる爲絶えず心して其機會を捉ふる様勉むべき事。

我上官に對して服従と尊敬とを表はす事。
何人とも争ふ事なく、儉約にし、信賴を受くるに足り、且つ禮義を重んじ、又如何なる境遇の下にある時も常に快活にて

あるべく、動物に對しても尙ほ親切にてあるべき事。

を暗誦し得る外に(イ)深呼吸に關して大體の知識を有し、且つ團長の指定したる運動の中少くとも其二種を實行し得ること。(ロ)聖書の言葉の中「十戒」「八福の教」「父母或は團長の選びたる聖書の章句の何れか一つを暗誦し得る事。(ハ)試験前一週間の内に宣言の第四項を實行したりとの證言あること。(ニ)敬禮の時と方法を辨へ居ること。(ホ)日曜學校の組會に出席する事等の條件に該當する者でなければならぬ。

其編成は班分隊及中隊に分ち班並に分隊は救世軍の下士官を以て率ゐしめ、中隊は將校を以てすることとしてある。而して其上に團長がある。團長は救世軍日本支部長マツプ少將である。

救世義勇團が發會式を擧げたのは大正五年一月三日であつて、

目下は未だ其準備時代である。即ち東京市内の救世軍各少隊から成績の優秀なる少年を募り、編入試験の上二十餘名を團員として採用し是に中央分隊なる名稱を附して模範的訓育を施してゐる。訓練課目は英國のライフセービングスカウトに範り技術教育、心霊教育を主とし、初步教育として信號、救急法等を教へ、時に野外に出て、行軍を行ひ、一週一日即ち土曜日の午後二時から四時までを集會日と定め、各團員一堂に相會して訓話を聞き、談話を交換することになつてゐる。

尙救世義勇團は嚴格なる宗教的團體であるだけに團員を率ゆべき班長並に下士までも立會人の面前に於て嚴肅なる誓約をしなければならぬことになつてゐる。

確乎たる主義と心念との基礎の上に樹てられたこの義勇團が救世軍の手によつて日本全國に其擴張を圖るに於ては、青少年の社會的教育に功獻する所蓋し大なるものがあるであらう。

此外京都少年團、淺草少年義勇團、九州中津少年團等幾多の少年團體が組織されて着々として社會的青少年教育の實を擧げつゝあるが要するに我國に於る少年團體の状態は目下の所準備時代であつて其實果は尙遠き將來に俟たなければならぬ。是に携る人々の奮勵努力を切に希ふ所以である。

第五篇 優良青年團

我國に於ける社會的青少年教育の状況は、數の上より見るも、内容の點より見るも、歐米諸國の夫に比して未だ至らざること遠きものがある。是に反して青年團體の状況は稍や人意を強うするに足るものがある。大正二年内務省の調査に依れば各種青年團體の數は全國(北海道千葉縣を除く)二萬八千三百七十六に及び團員の數亦約二百七十八萬人に達してゐる。

是等の青年團體は維新以來各地に點在した所謂若連中、若衆組等の發達したもの、或は日清日露の役に國民後援の聲に喚び醒されて勃興した各種青年團體及び戊申詔書の發布を動機として組織されたもので、是を大別すれば青年の補習教育を主眼としたる

ものと、地方の殖産興業を目的としたものとであつた。然し其間何等の統一もなく、主管廳の優良青年團表彰といふも實は文部内務兩省が各々其選ぶ處に従つて選賞した憾があつた。

然るに社會的國民教育の急務は自ら我國上下の覺醒を喚び起した。即ち戊申詔書の發布以降青少年團體勃興の機運に亞ぐに、昨秋文部内務兩省の訓令を以てし、今や全國各地その組織を見るざる土地なき状態である。而已ならず該訓令は在來の各種青年團體の組織に根本的改善を促し、爲に我國の青年團體は創めて稍や統一せらるゝの傾向を見るに至つたのである。其實果は尙ほ將來に俟つべしとするも兎に角我社會的國民教育の一大進歩として慶賀せざるを得ない。

今はその一々に就いて沿革を説き、事業を説明するの違がない

のて茲には内務文部兩省によつて表彰された優良青年團の一部を紹介することとする。

一 大野青年會(奈良縣宇陀郡三本松村)

明治四十四年に内務省から表彰された青年團の一つである。創立は明治三十一年四月で、十七歳以上二十七歳までの青年を以て組織せられて居る。元來同地は大和から伊賀に通ずる縣道の衝にあつて、貨物集散の中心となつてゐるが爲に、自然物資が裕て村民は是に慣れて懶惰遊蕩に耽り、昔から賭博を以て有名な土地とせられてゐた。同青年會はこの惡風を一掃せんが爲に、蹶起したもので、創立以來村民と相諮つて賭博禁止の規約を作り或は密告函を設け、又は會員自ら夜間密偵を行ふ等苦心の結果漸く其惡

風を根絶するに至つた。次で諸税滞納の弊を矯正せんことを企て、會員は協力東奔西走して其勸誘獎勵に力め、是亦四十一年の上半期に至つて納期皆納の成績を擧ぐる事が出来た。

又同地には昔から男子が十七歳になると宴を張つて一種の元服披露をする習慣があつた。青年會はこの舊慣をも打破して代ふるに十七歳に達すると共に青年會々員として獨立した住民となる資格を與へる事とした。尙同村には各種の興行を催し爲に無益の浪費をする許りてなく、村の風紀をも紊す事が少くなかつたので、是をも撤廢し、更に入營者の送別に盛んなる宴會を催し、旗幟等を贈る習慣をも廢止することとした。斯の如く弊習を打破し禁止する一方これに代ふる娛樂誘導の機關として三十五年二月には青年會館を新築して、會員をして書籍を閲讀せしめ、討論會

を開き、或は遊戯運動の機關を備へ、時に村民を招いて俳句の運座を開き、謠曲の練習等を奨励して單に會員相互の親睦ばかりでなく清新優雅なる娛樂によつて一郷の良風を興さうと志した。其希望空しからず何時しか同青年會は同村興新の源泉となつた。そして農事の閑を見ては夜學會を開き、或は講演會幻燈會を催ふし、或は農繁の季節には軍人家族の手傳をなし、又農事の改良を計畫し、道路の修繕に力め、更に一方では善行者を奨励して模範を他に示す等殆ど至らざる所がなかつた。尙會員は時々相寄つて各自一ヶ年繩二貫目を製作して青年會に寄附することとし、四十二年よりは更に三貫目とし、これを以て會の費用に充てることとした。

斯くて青年會員は其數已に百餘名に達し、會の維持資金も蓄積

され村民も亦其勞を多として、會館新築の際には三百餘圓を醸出し、基金造成の議起ると共に又更に六十圓を贈與するに至つた。本會の創立者福井義成氏は二十五年間同村尋常小學校長として勤続した教育家である。今は公職を退いて専心本會の爲に盡力せられつゝある。本會の將來は多幸多福であつて、其地方改良に貢献する所も彌々大なるものがあるであらう。

二 松程協同會(山形縣西川村)

西五百川村は山形市を距る十餘里、大字松程はその一部落であつて戸數僅に百一、人口七百を出てぬ山間の一部落である。住民は一般に醇朴勤勉であつて、輯穆の風掬すべきものがある。これ住民の協力一致互に相戒め相率ゐて茲に至つたものであること

は言ふまでもないが、尙その由つて來る所を尋ねれば實に部内青年の組織に係はる松程協同會が多年風紀の矯正に力め部内の開發に努力した結果に外ならないのである。

本會は明治二十年に創設されたものである。其當時部内には賭博が大に流行して家産を蕩盡する者相亞いて出づる有様であつた。二十餘名の會員は互に相提携してこの惡風を矯めんとし操守を慎み、家業に勵精して先づ住民に範を示さんとしたが多年の惡習容易に去らず爲に明治二十四年三月を以て更に會則を革め、規約を嚴にし時々集會を催して團結策勵して素志の貫徹を期せんとした。

先づ第一着手として矯風委員を設けて會員其他の行動を監督し、賭事流行の際は夜中密に探察を行ふ等警戒嚴重を極め、一方部内住民に對しては懇切に其自省を促すこと數年漸く住民一般に相戒めて全く其跡を絶つに至つた。更に協同會は地方開發を志して夜學會を開き講話會を催して青年子弟に補習教育を授け、一方に於ては農事に關し稻作の改良方法を講じ、試作田を設け、肥料の共同購入法を開始し、各地の農事を視察研究する等功績の著しいものがあつた。

又養蠶を奨勵して蠶業講習會を開き、蠶種の共同購入の機關を設けて飼育者の便宜を計り、或は共同飼育、共同製糸の必要を説いて、製糸場の設置に斡旋する等常に斯業の改良發達に劃策した。そしてその産額は年を逐ふて増進するに至つた。

養蠶の隆盛に赴くに伴つて、部内に桑葉の不足を生じ、毎年一萬貫の輸入を見るに至つた。加之、當部内に設けられた縣所營の

樹苗圃は明治四十五年度を以て廢止せらるゝことゝなつたが故に、從來部内より供給してゐた人夫延人員二千人の失業者を出すこととなつた爲に、協同會は豫め之が善後策として明治四十一年桑園の増殖を圖り桑葉の輸入を防止すると共に失業者を救済する方法を講じたのである。又同年皇太子殿下の行啓を記念として荒廢の地を拓いて新に桑園十町歩桑葉二萬五千貫を得ることゝなつた。

又副業を奨勵して明治三十二年機業の傳習部を設け機織二十臺を備へ、染織教師を聘して大に斯業の發展に力め、現在織物同業組合人二十名を算し年々千五百圓の收入を得るに至つた。本會の特色は會員互に相戒め相勵まして他の模範たらんことを期してゐる點にある、夫が爲に入會を希望する者があつても容

易に之を許さず數ヶ月間候補者とし其の性行を調査し後初めて入會を許可することゝなつゐる。かくて第一會の入會者を第一部とし順次入會者を増す毎に部數をも増すことゝしてゐる。大正二年内務省から表彰された時には六部に分れ會員の數七十三名に達してゐた。而して會員中年少者は居常閑時を利用して農作の協同事業を行ひ、其の賃錢は入會の順序に依つて毎月五錢より五十錢迄累進蓄積することゝしてゐる。そして爾來二十餘年倦まず撓まざる實行の結果今では四千餘圓の協同會蓄積金を得るに至り之を以て桑園の改良産業發達の資に充てゐる。以上は内務省によつて表彰された團體であるが更に明治四十四年五月文部省の表彰したる六十餘の青年團體中特に優良なる八團體に就て其組織並に事業の概略を述べることゝする。

三 秋山同窓會(栃木縣安蘇郡水室村)

智徳の啓發、風紀の矯正、産業の發達及公共事業補助の目的を以て明治三十五年一月に創設せられたもので、夜學會を開き青年の補習教育に力め、共同娛樂場を設けて體育の奨励と風紀の改善に資し、或は圖書館を設置し、又は模範的試作等總て同村の改善發達に努力するを以てその目的としてゐる。而してこの所期に基いて創立以來實施した事業の重なるものは明治三十九年部落の共有林境界問題に盡力奔走して之を圓滿に解決したが爲に争地山林九反餘の寄附を受け基本財産として年々杉樹の殖林經營に努めつゝあること、第二尋常高等小學校に修業年限四ヶ年の高等科を併置するに盡力したること、同部落共有林保留に斡旋して教育

基本財産とし、一方有志者の寄附金一千餘圓を仰いで秋山奨勵會を組織し教育の普及發達を劃策したること、同村婦女の智徳涵養の機關として明治四十三年松の會を起し春秋二回總會を開いて講師を聘し有益なる講話を始め智法の啓發品性の陶冶に努めたること、大字内の篤行者を表彰して範を示し風紀の改善を圖りたること、補習教育會を開いて小學校修業年度に應じて甲乙丙の三組に分ち毎年十月より翌年二月まで毎夜三、四、五、九の四ヶ月間は毎週土曜日に修身讀書作文習字算術農業等の課目に亘つて熱心補習教育に努めたること、其他圖書館を設け、或は毎年二回講師を聘して教育産業に關する講話會を開く等教育の普及民風の改善産業の發達に資する所少からざるものがある。會員は秋山小學校卒業生を以て通常會員とし別に賛成會員、名譽會員を置いてあ

る。明治四十二年には栃木縣廳より獎勵資金をも授けられた。

四 玉瀧村青年團(三重縣阿山郡玉瀧村)

明治四十年玉瀧村在住の十五歳以上二十五歳以下の青年を以て組織されたものである。本團の目的は、

- 一 體を練り智を磨き青年の風儀を改良し實業の發達に努むること。
 - 二 勤儉を守り公德を重んじ共同自治の實を擧ぐることに。
 - 三 不良の徒を戒飭し村の秩序と體面とを重んずべきことに。
- 而して其施設事項としては團員の修養、農業に關する各般の試験、殖産興業に關する共同作業、公共事業の卒先實行並に補助講習會、講話會の開催、娛樂、弊風の改善等であつて、先づ全村を二分して

六月十一月の農繁期を除き學校と聯絡を保ちて毎月十回の夜學を開き修身、國漢文算術、實科に亘つて研究し、一方文庫を設け、更に又中學校教諭、郡農業技手、在郷豫備將校下士を聘して講習會、講話會、入營豫備教育會等を催してゐる。實業に關しては七ヶ所七反五畝歩の農事試験場を設け、公有林を開いて模範桑園、森林殖栽をなし、堆積肥料舎六棟を建て、堆積肥料の實地研究を爲し、又苗圃を開いて四十一年、四十三年兩度に約二十萬本の苗木を育成したる外、村治方針中勸業の部に屬するものは悉く卒先實行して農林事業の模範を示して來た。其他團員二名を一隊として公有林四百七十二町七反歩の巡回看守をなし、或は延長二千四百五十五間の村道を修繕し、小學校兒童の爲に道路を開き橋を架け、一方團員各自共同事業に依つて得たる收入を以て戊申詔書謄本交附記

念の貯金を創むる等顯著なるものがある。

五 下小川自彊會(滋賀縣高島郡青柳村)

明治十五年の組織以來、夜學會を開き、傍ら青年風紀の取締を標榜してその實行に努めつゝ、あつたが、戊申詔書の煥發と共に組織を革新して殖産興業部、風紀治産衛生振興部、尙武篤學心作興部を設けて各細目に亘つて研究を積み蔬菜試作場、共同苗代、養魚、養鶏場、肥料試験田、桑園、圖書閱覽場等を新設し、貯蓄會、敬老會を起し、荒蕪地を開き、河川を浚深し、名士の講話會を開く等、更に進んでは年中行事の改善、日備貸銀の制定等一つとして一村の改善發展に資せざるはない。殊に本團體の誇とすべきは創立以來今日に至るまで三十餘年間、毎年冬期三四ヶ月間、夜學會を引續き開催して來

たことである。而已ならず一方に於ては會員相互に身體鍛鍊の爲、寒稽古を勵み、又淑徳講習會を開いて、滿十五歳以上の未婚女子を入會せしめ、修身家事、裁縫看護法、割烹等を教習せしむる等、其功績少からざるものがある。

六 上大杉斯道會(石川縣能美郡上大杉村)

明治初年以來、同地に分立した山崎若連中と御保谷若連中とが日清戰役記念として合同夜學會を開き、互に相提携して、から爾來十餘年、戊申詔書の煥發を期として、遂に兩團相合併したのが本會である。名稱を上大杉斯道會と改め、會憲として、

- 一 毎晨教育勅語を拜誦し、斯道の實踐を期すべし。
- 一 輕佻を慎み、荒怠を戒め、自彊進取の氣象を發揮すべし。

一 先進に鑑み後進に悔へ少年互ひに敬愛すべし。
 一 長短相扶け有無相通じ同心協力公事に竭すべし。
 一 經濟と道徳との融和に因りて家産民富の増進を計るべし。
 一 神を崇め佛を尊み宗教に據つて心靈の活動を求むべし。
 一 精神の健全を望むと共に體軀の強健を圖るべし。
 一 七ヶ條を定め年齢十五歳以上二十九歳迄の男子を正會員とし、團體に功勞又は縁故ある者を協賛員に推し、弊風を改善し、夜學會を開いて知識の啓發に勉めて來た。

事業の第一として擧ぐべきは同村に於る賭博の弊風を一掃したることである。明治三十年一月賭博嚴戒法を設けて間斷なき監督と献身的努力とを以て嚴戒を強行し三十六年には遂に嚴戒法の必要な迄に至つた。又同村は明治初年山林濫伐の結果男子

は夏から秋にかけて他府縣へ出稼ぎに出る風があつた。然るに家族的制裁のない出稼地に於ける彼等の生活は自然放縱に流れ浪費に陥り其信用を失墜するばかりでなく、一村經濟の上に影響する所が少くなかつた。そこで明治三十三年職工共益會を組織して之が矯正を圖り三十五年よりは監督者を各出稼地に派して雇主或は地方有志に職工會の目的を明にして會員の品行を調査し或は模範となるべき者を表彰する等至らざるなく漸次その惡風を一掃するを得た。

七 鴨谷同志會(兵庫縣加西郡在田村)

戸數百、人口五百五十餘の小部落である。明治二十三年九月若連中組を解放して青年十一名を以て本會を組織し會則を設け、夜

學部を始め爾來着々として其歩を進め日清戦役に際しては出征軍人遺家族の救護、恤兵寄附等に盡力した。そして戦役終了と共に厳格なる内規を設け、植林に、貯蓄に、夜學の督勵に、俱樂部の設置に篤行者の表彰に一意専心力を注ぎ、更に日露戦役に際しては會員一同休業日と夜間とを利用して軍需品を調製し、或は部落の土木工事を請負ひて六十餘圓の收益を得之を出征軍人の慰問、戦病死兵の弔祭、遺族の慰藉等に充て、平和克復後は戦後經營の一策として農事改良其他に奮勉努力して三十九年大日本農會總裁宮貞愛親王殿下より賞状を賜るに至つた。

本會は全部に居住する年齢十七歳以上二十五歳迄の男子を以て組織され二十五歳以上のもの本會に功勞のある者を有功會員とし、別に協議員、客員を推薦することにしてある。資産として山林一町五反歩、竹林五反歩、積立金三百餘圓、建物一棟等を所有し、隣保の團結、風俗の改良、農商業の進歩、衛生上の施設、尙武思想の普及を目的として、夜學部、俱樂部、尙武部、實業部等を設け、一方理事會、總集會、役員會、講談會、樞密會等を置き、銳意其發展を期してゐる。本會の創立發展に關して同會長小田貫一氏の功績は銘記すべきものがある。

八 神村青年會 (廣島縣沼隈郡神村)

明治二十一年六月同村奥田部落の青年が發起となつて舊來の若連中を集め別に共進會と稱する團體を組織したのが原で、爾來村治の改善に、智徳の練磨に、或は日清日露の兩戦役に不斷の努力を續けて後援に力め三十八年三月に至つて村内他部落の青年を

も叫合して遂に神村青年會を組織して今日に至つたものである。會員は村内居住の十二歳以上三十歳までの青少年で學籍に非ざるものを以て組織し之を少年部、青年部、壯年部に分つて村内に十三の支部を設けてある。そして役員としては司監、村長、會長、小學校長、主幹、評議員を設けてある。本會の目的は青年の親睦、智徳の涵養、身體の鍛鍊、風紀の振肅、公共心の振作等にある。夫が爲に學事の方面に於ては少年、青年、壯年部に各補習教育を施し、學校或在郷軍人會と連絡を保つて各種講習會、壯丁教育、補習會等を開催してゐる。其一方では學校増築に盡力し、運動用大綱を作つて寄贈し、毎年秋季學校との聯合運動會を催し、學校缺席兒童の出席勧誘をなし、又風紀改善の方面では規約を定めて結婚に關する弊習を打破し、共同貯金を創め、時間を勵行し、運動娛樂の機關として、

俱樂部を設置し、尙ほ共同試作田を設け、山林を開墾して植林に力め、道路を修繕する等一村の開発發展に貢献する所多く明治四十二年には沼隈郡青年會より二等優勝旗を授けられ、同時に又廣島縣廳の表彰をも受けた。

本青年會の爲に特記すべきことは堅實なる自治團體を作らんとして主に精神教育を主として來たが爲に學校との關係が極めて密接なことである。而已ならず青年會員は常に精勵して他に後れざらんことを期し協同團結して事に當るが故に補習教育を始め各般の事項は殆ど自立自營で決して他の援助を仰ぐことがない。殊に時間勵行の如きは最も正確であつて補習教育の効果は青年の學力を進め、壯丁検査の際本村青年の學力は縣内にあつて最も優良であると稱せられてゐる。

九 上笹井村青年會(香川縣上)

明治二十七年以來同村各部落に散在した夜學會が明治四十一年に至つて時の村長高橋勝次氏の盡力に依つて一致團結したものである。夫と同時に基本金積立會館建築に着手實行し爾來風紀の改善産業の振興公共事業の補助等に力め爲に明治四十三年香川縣教育會より表彰さるゝに至つた。

會員は十五歳以上三十歳以下の男子を普通特別會員の二種に分ち、之を七個の支部に分屬せしめ職員としては會長、副會長、支部長を設けてある。資本積立金は一千六百餘圓に達し夫に價格一千圓の果樹園千餘圓の家屋其他合計五千餘圓の資産を有してゐる。本會の目的は教育勸語並に戊申詔書の御趣旨を遵奉して

身心の修養、鍊磨、風俗の改善、實業の改良、貯蓄其他一般の公共事業に努力するにある。夫が爲には夜學會、壯丁教育會、講話會等を開き、或は麥稈眞田の講習會を催し、文庫を設け、見學旅行、擊劍會、俳句會、運動會等も時々催してゐる。更に風紀改善の爲には卒先して村内神社の祭典に境内の掃除を爲し、納税を勧め、規約貯金を設けて會員をして必ず貯金せしむることとし、時間確守を督勵し、産業發達の爲には前記土地を開墾して範を示し、養魚場十五ヶ所を設けて鯉魚二萬尾を養殖し、麥稈眞田、藁細工を始め、尙消防、共同販賣、共同理髮等の施設まで設けてゐる。殊に本會に於ける補習教育の進歩は、一方前記各種の企業と相俟つて直接の利益を收得するばかりでなく、會員をして痛切に共同と勤勞との價値を知らしめ、今日に於ては公共事業、或は共同事業の經營に何等の困難を見ざ

るに至つたといふ。尙本會員の間に讀書熱の旺盛なることは洵に驚くべきものがある。而して夫が自然の結果として勸業教育衛生思想の上に一大進歩を來すものがあつた。

十 津貫青年會(鹿兒島縣川邊村)

津貫には于河中間上方限の部落があつて、明治初年頃から二方組と稱する組合を設けて一致共同して青年の風紀振肅に力めて來たが、四十二年津貫青年會と改稱して組織を改め于河中間には夜學舍六棟を増築して、戊申夜學會を開き、上方限も亦八棟を新築して夜學舍に充て、各通學區域を定め支部長を置いて補習教育を奨勵した。其組織は十五歳以上三十歳以下の青少年四百餘名を會員とし、于河中間兩支部では之を二小團に分つて小團長を置

き于河小團を四組に、中間小團を三組に分ち各二名乃至三名の幹事を置くことにし、一方上方限支部は會員を八組に分ち同様幹事を配置して指導の任に當らしめた。本會の基本金は動産不動産を合して二千五百圓に達してゐるが、この基本金は一切手を觸ることなく、維持費は試験作及共同労働の收入を以て充てることにしてある。

本會の目的は教育勸語及戊申詔書の御趣旨を遵奉して青年の智徳を修め、身體を鍛ひ勤儉勵行以て共同自治の精神を養成するにある。夫が爲には夜學會を開いて各方面の研究をなすは固より時々特別集會を開いて講話會農談會朗讀會を催す外、實習地田一反七畝畑七反七畝を借用して堆肥小舎を設け、稻麥煙草甘藷西瓜菜果樹等を栽培し、或は夜業を開いて共同労働に力め、その收得

は貯金とし、一方津貫青年會製作品々評會を開いて、俵、杖、筵、牛馬用鞍、草履等を出品し、優等品に賞品を與へる等、殖産興業の爲に盡瘁する所著大なるものがある。尙夜學舎に報徳鐘を備へて、村民に時を報じ、辻々に指導標を樹て、旅人の便に供するなど、至らざるない有様である。又戊申詔書記念日を機として、教育勅語、戊申詔書、先哲遺言、諸規約、規定等を記載した青年手帳を新に調製して、會員に携帶せしむることとした。

干河中間支部で制定した規約中、實踐事項なるものを掲げて、參考に供することとした。

- 一 毎朝神佛祖先に禮拜し、次に祖父母、父母、其他へ禮すべきこと。
- 二 目上の人に向ひては、鄭重なる言葉を使用すべきは勿論、目

三 下に對しても、野卑なる言語を使用すまじきこと。

四 容儀を正しくし、頬被、放歌等すべて青年の品位を墜すが如き振舞をなさざること。

五 時間確守、左側通行、入浴心得、出入心得等すべて報徳會母の會にて決議したる實行事項を重んずべきこと。

第二戊申詔書記念日を機とし、尙後一層行爲を慎むべきこと。

以て本會が如何に會員をして、實踐躬行の方面に指導しつゝあるかを察知すべきである。此外文部省によつて選賞せられたる青年團體は尙五十餘に達してゐるが、夫は稿を新にして述べることにする。

少年團と青年團終り

附 録

青年團體の現況並其事績 (最近内務省調査)

北海道	東 京	京 都	大 阪	神奈川
八九六	二七四	五七六	四九四	三五三
農事改良、風紀振肅、精神の修養、補習教育の奨励等に力め鋭意地方の開発に盡力しつゝあり。殊に大正四年十一月北海道タイムス社の全道青年大會開催以來各青年團體の發展著しきものあり	農事改良を目的とするもの多く其他道路修繕、共同試作、夜警等のことに従ひ修養の手段としては簡易圖書館を設け夜學會を開き人格の向上を圖りつゝあり	共同團結、質素勤勉の風興り補習教育の施設漸次盛大を致せり農業の研究、試験視察市町村自治の封助、水防火防、造林等に力むるもの多し	夜間補習、簡易なる農事の訓練、風俗の改良等に付相應の効果を擧げ居るも成績顯著なるものなし	團員自ら誠しむる結果風紀の改善せられたるもの少からず補習教育、植林、土木工事請負、其他農事試作等共同心を助長せること頗る大なり

附 録

一

兵 庫	三、四四四	矯風規約の實行、補習夜學の開催、共同作業の練習等其成績概して良好なり
長 崎	七五六	風紀の改善、補習教育の普及、農事の改良、基本財産の蓄積、道路の改修等に力め部落軋轢の弊を絶ち共同一致の良風を馴致す
新 潟	一、六八九	風紀の改善、産業の開發、植林農園の經營、學術の研究、精神の修養其他公共事業に貢献する所少からず
埼 玉	五九三	農事の改良、道路橋梁の修復、用悪水路の建設、指導標の設置、夜學會講習講話其他共同耕作共同貯金の實行に努めつゝあり
群 馬	九四〇	勤儉力行の風を興し納稅義務の遂行、農事の改良稚蠶共同飼育、植林經營、副業研究等地方の開發に効果少からず
千 葉	二、〇七六	補習教育、産業獎勵其他各種の有益なる事業に従事し町村自治の開發に貢献する所少からず
茨 城	三〇〇	補習教育、娯樂の改善、共同理髮、農事園藝に關する傳習、共同試作等に盡力せり
栃 木	四九四	補習教育、夜學會の施設に依り智徳を修養し、共同試作、植樹、開墾其他農事の改良に力め公共事業に盡瘁する所少からず
奈 良	五七六	共同一致の風一般に盛に補習教育の効果又頗る著しく賭博及滯納の惡弊矯正せられて地方改良上並風教上著大の効果あり
三 重	四三三	講習講話、視察旅行、試作田經營、道路修繕、示道標の建設等に努むるもの少からず補習教育は就中最も重要視する所なり

愛 知	一、一四一	夜學會、講演會、農作物品評會、試作等に從事しつゝあり
靜 岡	四九九	補習教育、講習講話、夜警水防、共同試作、共同貯金、農作物の品評會、道路修繕、指導標の建設等に盡力する所少からず
山 梨	三七四	補習教育の普及、實業の改善、風儀の矯正、勤儉の慣習養成に力め堅實なる發達を爲しつゝあり
滋 賀	二〇三	神田の耕作管理、講習會の開催と會員の修養、産業振興の目的に係る各種の試験、道路用悪水路の保管修理、滯納者の集金納付
岐 阜	五三三	向學志想の發達、風紀の改善、公共及共同的觀念の發達、貯蓄心の發達等は殊に著しきものあり
長 野	一、五五六	夜學會、講習講話、視察旅行、道路橋梁の修繕、指導標の建設、共同試作、農事の改良、風俗の改善就學出席の督勵等に盡力せり
宮 城	七三三	勤儉力行、産業及風俗の改善、時間の勵行、其他舊習に泥まず共同融和の實を擧ぐるに力めつゝあり
福 島	八〇〇	普通及實業補習教育、風俗の改善、公共事業の助成、産業の獎勵等地方開發上必須の機關たる實を擧げつゝあり
岩 手	四三四	夜學會、講習講話、實業視察、風紀改善、共同耕作、共同貯金、農作の試験試作其他公共事業の補助を爲せり
青 森	三二七	多數團體の主力を傾注するものは實業の振興、補習教育の普及並に勤儉貯蓄に在り、夜警、道路修繕、副業の獎勵、納稅組合、開墾のことに従ふもの亦少からず

山形	五二六	補習教育、講習講話、共同作業、共同購買、道路の開修、火盜の警戒時間の勵行、貯蓄心の養成に努めつゝあり
秋田	五二一	悪習漸次改善せられ輯陸の風起る試作田、其他模範的作業を實施したる結果農事の改良其緒に就けり
福井	二六〇	夜學講話會、農事試作、共同作業、各地の産業視察、共同散髪等共同の實を擧げ地方改良に盡す所少からず
石川	七二〇	公共心の涵養、風紀の改善、勤儉貯蓄の勵行、補習教育、講習講話、共同試作、夫役補助其他非常整備のことに盡力せり
富山	四二二	夜學會の開設、風紀の改良、共同試作、共同作業に依る生産品評會等年を逐ふて盛にして規約貯金亦多く實行せらる
鳥取	三三四	補習教育各地に起り青年の風紀一般に改善せり農事の改良勤儉貯蓄心の涵養亦年を逐ふて良好の結果を收めつゝあり
島根	四〇三	夜學會の開設、矯風規約の勵行、共同夜業、農事講習、實業視察、指導標の建設、圖書閱覽所、巡回文庫の設置規約貯金の勵行に努めつゝあり
岡山	五五四	補習教育に力め農事講談並模範農場の視察、勤儉貯蓄の勵行等公共事業に貢獻する所少からず風紀の改善に寄與する所亦多し
廣島	四七三	小學校を中心とし智徳體育の修養を以て骨子とし自治行政との聯絡を保ち公共心共同心の涵養に努めつゝあり
山口	五五二	部落感情を除却し會員の公共心共同心漸次發達を見るに至る

和歌山	四三九	青年元氣の振作、補習教育の發達、公共事業の振興等に盡力せり
徳島	三三八	夜業會の開設、矯風規約に依る相互の戒備、就學出席の督勵、納税に對する悪慣習の改良、道路橋梁の修繕其他地方公共の爲に盡力せり
香川	二二七	夜學會、講習講演、壯丁體育、勤儉貯蓄、産業獎勵其他公共事業に力を盡し自治行政と連絡を保ち公共心養成に勉めつゝあり
愛媛	五〇〇	共同勞務に服し貯蓄を實行す里道、橋梁の修復、指導標の建設、水火災の防衛夜學會講習講話其他就學出席の督勵に努めつゝあり
高知	四七七	補習教育、風俗改良、共同勞役、勤儉貯蓄、其他各種有益の事業に従事し地方改良の中心として自ら任ずるの傾向を示せり
福岡	八八八	風俗の改善、農事の改良、補習教育の實施等地方開發に資する所少からず
大分	五六六	夜學講話等に依りて各自修養に力め公共事業を補助すること少からず町村の風紀上及町村自治の發達上重視せらるゝに至れり
佐賀	一七三	夜學會講話會を開きて智徳の修養を圖り共同事業に従事して収益を蓄積し共同試作及農事講習等を實行し産業の發達に資する所少からず
熊本	六八四	質素勤勉尙武の風起り風教の改善に多大の裨益を興へつゝあり
宮崎	六〇八	兒童の就學出席の督勵農事講習改良、共同試作、共同貯金其他貧困者の慰藉風紀の改善に努めつゝあり

鹿兒島	一、三六	智徳の修養、身心の鍛練、風紀の振肅、衛生思想の普及、農事の改良副業の奨励、貯金の實行其他夜警消防に盡力せり
沖繩	七五	夜學會、青年圖書館、青年俱樂部の施設に依て各自の修養に力め風俗の改善小學兒童の就學出席の督勵を爲し其他農事の改良、公共事業の補助に力む
合計	三、四三	團員總計約 三〇〇、〇〇〇

大正五年四月十三日 印刷
 大正五年四月十六日 發行

少年團と青年團

定價金八十錢



發行所

東京市神田區
小川町壹番地

文會堂書店

電話本局一四二一三番
振替東京三五一三番

校閱者 田中義一

著作者 森下岩太郎

發行者 立田義元

印刷者 高桑基次

印刷所 株式會社秀英舍

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

2795
11

終